



重要事項説明書

障がい福祉サービス

居宅介護・重度訪問介護

同行援護

利用者： _____ 様



指定同行援護事業所（訪問介護 はっぴー）重要事項説明書

当事業所は利用者に対して、指定居宅介護、重度訪問介護、同行援護サービスを提供します。

当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

1 サービスを提供する事業者について

事業者名称	有限会社 はっぴー
代表者氏名	代表取締役 親川 郁子
所在地	沖縄県南城市玉城字船越 7 6 6 番地の 3
電話番号	098-948-1228
設立年月日	平成 15 年 3 月 18 日

2 サービス提供を担当する事業所について

（１）事業所の所在地等

事業所名称	訪問介護 はっぴー
沖縄県指定 事業所番号	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 4 7 1 0 4 0 0 3 6 9
指定年月日	平成 25 年 9 月 1 日
事業所所在地	沖縄県島尻郡南風原町字照屋 2 9 9 番地 1 桃テラス 1 0 2 号室
連絡先	電話：098-882-6170 FAX：098-882-6171
通常の事業の 実施地域	南風原町、那覇市、豊見城市、与那原町、八重瀬町、南城市、糸満市、 西原町

（２）事業の目的および運営方針

事業の目的	有限会社 はっぴーが設置する訪問介護 はっぴー（以下「事業所」という。）において実施する指定障害福祉サービス事業の居宅介護（以下「指定居宅介護」という。）、重度訪問介護（以下「指定重度訪問介護」という。）、同行援護（以下「指定同行援護」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定居宅介護、指定重度訪問介護、指定同行援護（以下「指定居宅介護等」という。）の円滑な運営管理を図るとともに、利用者、障害児及び障害児の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者等の立場に立った指定居宅介護等の提供を確保することを目的とします。
-------	--

運 営 方 針	①事業所は、利用者等が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとします。 ②指定居宅介護等の実施に当たっては、利用者等の必要な時に必要な指定居宅介護等の提供ができるよう努めるものとします。 ③指定居宅介護等の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者等の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、指定相談支援事業者、指定障害者支援施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）との密接な連携に努めるものとします。 ④前三項のほか、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」（平成17年法律第123号。以下「法」という。）、「沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成25年沖縄県条例第29号）及び「沖縄県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成25年沖縄県条例第31号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、指定居宅介護等を実施するものとします。
---------	--

（３）営業日・営業時間及びサービス提供可能な日と時間帯

営業日 及び 営業時間	月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月30日から1月3日までを除く。 午前8時30分から午後17時30分
サービス提供日 及び サービス提供時間	年中無休 24時間（但し、22時以降は要相談）

（４）事業所の職員体制

職 種	職 務 内 容	人 員 数
管 理 者	管理者は、事業者の職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業者に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行います。	常勤職員 1名

サービス提供責任者	①利用者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した居宅介護計画、重度訪問介護計画及び同行援護計画（以下「居宅介護計画等」という。）を作成し、利用者等及びそのご家族にその内容を説明し、その計画書を交付します。 ②居宅介護計画等の実施状況の把握を行ない、必要に応じて変更を行います。 ③利用の申込みに係る調整や従業者に対する技術指導等を行います。	常勤職員 3名
従業者	② 居宅介護計画等に基づきサービスを提供します。 ② サービス提供後、サービスの提供日、内容、利用者の心身の状況等について、サービス提供責任者に報告を行います。	10名以上

3 サービスの主たる対象者について（該当する障害種別を記入）

居宅介護	身体障害者・知的障害者・障害児（身体に障害のある児童・知的障害のある児童）・精神障害者・難病等
重度訪問介護	身体障害者・障害児（身体に障害のある児童のみ）
同行援護	視覚障害を有する身体障害者・視覚障害を有する障害時（身体に障害がある児童のみ）

4 提供するサービスの内容と料金および利用者負担額について

（1）提供するサービスの内容について

サービス区分と種類		サービスの内容
居宅介護計画等の作成		利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた居宅介護計画等を作成し・必要に応じて見直しを行います。
身体介護	食事介助	食事の介助を行います。
	排せつ介助	排せつの介助、おむつ交換を行います。
	入浴介助・清拭	衣服着脱、入浴の介助や清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。
	その他	褥瘡（床ずれ）防止等のために体位変換や洗顔、歯磨き等の日常生活を営むために必要な身体介護を行います。
家事援助	調理	利用者の食事の用意を行います。
	洗濯	利用者の衣類等の洗濯を行います。
	掃除	利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。
	その他	利用者の日常生活に必要な物品の買い物を行います。 預貯金の引き出し、預け入れは行いません。

通院等介助	通院等又は官公署並びに相談支援事業所への移動(公的手続き又は障害福祉サービスの利用に係る相談のために利用する場合に限る)のための屋内外における移動等の介助又は通院先での受診等の手続き、移動等の介助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常時介護を必要とする方に、居宅において入浴・排せつ・食事等の介護サービスや調理・洗濯・掃除等の家事援助、その他の生活全般にわたる見守り等の支援を行います。
同行援護	・移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援(代筆・代読を含む)を行います。 ・移動時及びそれに伴う外出先において必要な移動の援護を行います。 ・排泄・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助を行います。
その他生活等に関する相談や助言をいたします。	

(2) 従業者の禁止行為

従業者はサービスの提供にあたって次の行為は行いません。

- ①医療行為
- ②利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④利用者の同居家族に対するサービス
利用者の居室以外の居室、庭等の敷地の掃除、草刈り、植物の水やり等。
- ⑤利用者の日常生活の範囲を超えたサービス(大掃除、庭掃除など)
- ⑥利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑦身体拘束その他利用者の行動を制限する行為
(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむ得ない場合を除く)
- ⑧利用者又は家族に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他の迷惑行為

(3) サービスの料金と利用者負担額について

介護給付費によるサービスを提供した際は、事業者が介護給付費等の給付を市町村から直接受け取る(代理受領する)場合、サービス利用料金(厚生労働大臣の定める基準により算出した額)のうち利用者負担分(サービス利用料金全体の1割を上限)を事業者にお支払いただきます。

サービスの種類時間等		利用料	自己負担額上限
身体介護	30分未満	2,560円	256円
	30分以上1時間未満	4,040円	404円
	1時間以上1時間30分未満	5,870円	587円
	1時間30分以上2時間未満	6,690円	669円
	2時間以上2時間30分未満	7,540円	754円

	2 時間 30 分以上 3 時間未満	8,370 円	837 円
	3 時間以上	9,210 円	921 円
	3 時間 30 分以上 4 時間未満	10,040 円	1,004 円
(身体介護を伴う場合) 通院等介助	30 分未満	2,560 円	256 円
	30 分以上 1 時間未満	4,040 円	404 円
	1 時間以上 1 時間 30 分未満	5,870 円	587 円
	1 時間 30 分以上 2 時間未満	6,690 円	669 円
	2 時間以上 2 時間 30 分未満	7,540 円	754 円
	2 時間 30 分以上 3 時間未満	8,370 円	837 円
	3 時間以上	9,210 円	921 円
	3 時間 30 分以上 4 時間未満	10,040 円	1,004 円
家事援助	30 分未満	1,060 円	106 円
	30 分以上 45 分未満	1,530 円	153 円
	45 分以上 1 時間未満	1,970 円	197 円
	1 時間以上 1 時間 15 分未満	2,390 円	239 円
	1 時間 15 分以上 1 時間 30 分未満	2,750 円	275 円
	1 時間 30 分以上	3,110 円	311 円
	1 時間 30 分以上 15 分増すごとに加算	350 円	35 円
(身体介護を伴わない場合) 通院等介助	30 分未満	1,060 円	106 円
	30 分以上 1 時間未満	1,970 円	197 円
	1 時間以上 1 時間 30 分未満	2,750 円	275 円
	1 時間 30 分以上	3,450 円	345 円
	1 時間 30 分以上 30 分増すごとに加算	690 円	69 円
重度訪問介護	1 時間未満	1,860 円	186 円
	1 時間以上 1 時間 30 分未満	2,770 円	277 円
	1 時間 30 分以上 2 時間未満	3,690 円	369 円
	2 時間以上 2 時間 30 分未満	4,610 円	461 円
	2 時間 30 分以上 3 時間未満	5,530 円	553 円
	3 時間以上 3 時間 30 分未満	6,440 円	644 円
	3 時間 30 分以上 4 時間未満	7,360 円	736 円
	4 時間以上 8 時間未満	8,210 円に 30 分増すごとに 850 円加算	821 円に 30 分増すごとに 85 円加算
	8 時間以上 12 時間未満	15,050 円に 30 分増すごとに 850 円加算	1,505 円に 30 分増すごとに 85 円加算

	12 時間以上 16 時間未満	21,840 円に 30 分増 すごとに 810 円加算	2,184 円に 30 分増す ごとに 81 円加算
同行 援護	20 分以上 30 分未満	1,910 円	191 円
	30 分以上 1 時間未満	3,020 円	302 円
	1 時間以上 1 時間 30 分未満	4,360 円	436 円
	1 時間 30 分以上 2 時間未満	5,010 円	501 円
	2 時間以上 2 時間 30 分未満	5,660 円	566 円
	2 時間 30 分以上 3 時間未満	6,320 円	632 円
	3 時間以上	6,970 円	697 円
	3 時間以上 30 分増すごとに加算	660 円	66 円
保険外サービス		介護給付費と同等の額を頂きます。	

※R1 年 10 月の以降の更新に伴い単価が変わります。

内 容	利用料	利用者負担額	
初回加算	2,000 円	200 円	1 月あたり
介護職員処遇改善加算	302/1000 単位＝所定単位数加算率を乗じる		

※初回加算とは、新規に居宅介護計画等を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回の居宅介護等を行った場合、または従業者に同行した場合に加算されます。

◆利用者の依頼により、利用者及びその世帯としての上限額を超えて事業者が利用者負担額を徴収しないよう、利用者負担額の徴収方法の管理を行った場合は、以下の料金が加算されます。

内 容	利用料	利用者負担額	
利用者負担上限額管理加算	1,500 円	150 円	1 月あたり

◆居宅介護計画等に位置付けられていない居宅介護を利用者又はその家族等からの要請を受けてから 24 時間以内に行った場合に加算されます。

内 容	利用料	利用者負担額	
緊急時対応加算	1,000 円	100 円	1 回につき (1 月 2 回まで)

◆サービス提供の時間帯により料金が加算されます。

提供時間帯名	早 朝	夜 間	深 夜
時 間 帯	午前 6 時～午前 8 時	午後 18 時～午後 22 時	午後 22 時～午前 6 時
加算割引	25%増し	25%増し	50%増し

※ サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅介護計画等に位置づけた時間数によるものとします。なお、計画時間数と実際にサービス提供に要した時間が大幅に異なる場合は、居宅介護計画等の見直しを行います。

- ※ やむを得ない事情で、かつ利用者の同意のもと、従業者2人で訪問した場合の費用は2人分となり、利用者負担額も2倍になります。
- ※ 介護給付費等について事業者が代理受領を行わない(利用者が償還払いを希望する)場合は、介護給付費等の全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に介護給付費等の支給(利用者負担額を除く)を申請してください。
- ※ 通院介助時に係る交通費、又は外出支援時に係る交通費は、利用者の負担となります。
- ※ サービスのキャンセルについては、サービスの当日までに連絡がない際には、キャンセル料(500円)が発生する場合があります。
- ※ 重度訪問介護を利用する障がい支援区分6のものについては、入院又は入所中の病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院及び助産所においても重度訪問介護を利用できる。

(4) その他

交通費	通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、公共交通機関を利用した場合は、その実費を請求させていただきます。	
・ サービス提供にあたり必要となる利用者の居宅で使用する電気、ガス、水道の費用 ・ 家事援助に係る買い物等で利用者宅から目的地までの公共交通機関を利用した場合の交通費	利用者の別途負担となります。	

5 利用料の請求および支払い方法について

事業者は、当月の料金の合計額の請求書に明細書を付して、翌月15日までに利用者に通知します。

利用者は、当月の料金の合計額を翌月27日までに口座振替の方法で支払います。口座振替の場合は当日が休日にあたる場合は、翌営業日に引き落としとなります。

授業者は、利用者から料金の支払いを受けた時は、利用者に領収証を発行します。

6 サービスの提供にあたっての留意事項

(1) 市町村の支給決定内容等の確認

サービスの提供に先立って、受給者証に記載された支給量・支給内容・利用者負担上限額を確認させていただきます。受給者証の住所、支給量などに変更があった場合は速やかに事業者にお知らせください。

(2) 居宅介護計画等の変更等

居宅介護計画等は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。

また、サービス利用の変更・追加は、従業者の稼働状況により利用者が希望する時間にサービスの提供ができないことがあります。その場合は、他の利用可能日時を利用者に提示する等必要な調整をいたします。

(3) サービス提供の変更

※交通事情によりサービスの時間の変更が前後することがあります。

※ヘルパー交替時に新たに選任された訪問介護員が同行し、研修を行う事もあります。

※やむを得ず、2名の訪問介護員がサービスを提供する場合は2倍の料金になります。

※従業員の交替

① 利用者からの申し出

選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適當認められる事情その他交代を希望する理由を明らかにし、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。

② 事業者からの訪問介護員の交替

事業者の都合により、訪問介護員を交替することがあります。訪問介護員を交替する場合は契約者およびその家族に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分配慮するものとします。

7 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、下記の対策を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 親川 毅
-------------	----------

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施します。

8 秘密の保持と個人情報の保護について

事業者及び従業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由もなく、第三者に漏らしません。

事業所は、従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者と雇用契約の内容とします。

9 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

(1) 利用者のかかりつけ医療機関

医療機関名		診 療 科	
所 在 地			
主 治 医		電 話 番 号	

(2) 緊急連絡先

連絡先①	氏 名 :	続 柄 :
	所 在 地 :	
	電 話 番 号 :	

(3) 事業所の協力医療機関

医療機関名		診 療 科	
所 在 地			
代 表 者		電 話 番 号	

10 事故発生時の対応方法について

利用者に対する居宅介護等の提供により事故が発生した場合は、県、市町村及び利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じ、事故の状況及び事故に際して取った処遇について記録します。

また、万一の事故に備え、損害保険に加入するものとし、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を適切かつ速やかに行うものとします。

- (1) 損害保険会社名 東京海上日動火災保険株式会社
- (2) 保険の種類 超ビジネス保険（保険約款：事業活動包括保険普通保険約款）
- (3) 補償の内容 施設・事業活動遂行事故

11 サービス内容に関する苦情相談窓口

(1) 当事業所の苦情・要望の受付窓口

受 付 窓 口	窓 口 担 当 者	管理者兼サービス提供責任者 親川 毅
	苦情解決責任者	代表取締役 親川 郁子
	受 付 日	月曜日から土曜日。ただし、国民の祝日、12月30日から1月3日までを除く。
	受 付 時 間	午前8時30分から午後17時30分
	電 話 番 号	098-882-6170
	F A X 番 号	098-882-6171
第三者委員		

また、苦情受付ボックスを事務所前に設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

本事業所では解決できない苦情や虐待等の相談は、行政機関又は沖縄県社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会に申し立てることができます。

南風原町役場 保健福祉課	所在地 受付日 受付時間 電話番号 FAX番号	沖縄県島尻郡南風原町字兼城 686 番地 月曜日から金曜日。ただし、国民の祝日、 12 月 29 日から 1 月 3 日までを除く。 午前 8 時半から午後 5 時 098-889-7381 098-889-7657
那覇市役所 障がい福祉課	所在地 受付日 受付時間 電話番号 FAX番号	沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 月曜日から金曜日。ただし、国民の祝日、 12 月 29 日から 1 月 3 日までを除く。 午前 8 時半から午後 5 時 098-862-3275 098-862-0621
八重瀬町役場 社会福祉課	所在地 受付日 受付時間 電話番号 FAX番号	沖縄県八重瀬町字具志頭 659 月曜日から金曜日。ただし土・日・祝日を除く。 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分 098-998-9598 098-998-7164
南城市役所 生きがい推進課	所在地 受付日 受付時間 電話番号	沖縄県南城市佐敷字新里 1870 番地 月曜日から金曜日。ただし祝日・休日・年 末年始を除く 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分 098-917-5341
糸満市役所	所在地 受付日 受付時間 電話番号 FAX番号	沖縄県糸満市潮崎町 1 丁目 1 番地 月曜日から金曜日。ただし国民の休日、慰 霊の日、12 月 29 日から 1 月 3 日までを除 く。 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分 098-840-8130 098-840-8152
与那原町役場	所在地 受付日 受付時間 電話番号 FAX番号	沖縄県島尻郡与那原町字上与那覇 16 番地 月曜日から金曜日 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分 098-945-2201 098-946-6074

豊見城市役所	所在地	沖縄県豊見城市字宜保 1 丁目 1 番地 1
	受付日	月曜日から金曜日。ただし国民の休日、慰霊の日、12 月 29 日から 1 月 3 日までを除く。
	受付時間	午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分
	電話番号	098-850-5320
	FAX 番号	098-856-7046
西原町役場	所在地	沖縄県中頭郡西原町与那城 140 番地の 1
	受付日	月曜日から金曜日
	受付時間	午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分
	電話番号	098-945-5011
	FAX 番号	098-946-6086
沖縄県福祉サービス運営適正化委員会	所在地	沖縄県那覇市首里石嶺町 4-373-1 沖縄県総合福祉センター西棟 4 階
	受付日	月曜日から金曜日
	受付時間	午前 9 時から午後 5 時
	電話番号	098-882-5704
	FAX 番号	098-882-5714

12 感染症対策に関して

コロナウイルス、インフルエンザウイルス等、指定感染症への感染または、感染疑いの対応として①～④の対策手順を検討する。

- ① 利用者への感染が確定し、入院等の結果になった場合、サービスの一時停止（退院するまで）。
- ② 利用者への感染が確定し、自宅での療養の指示が出た際の介入の方法として、対策防具セット等の購入を行ってもう。その後、サービス介入時間等々の調整を行い、沖縄県の感染対策手順マニュアルに沿ったサービス提供を行う。
- ③ 利用者または、職員への感染が疑われた場合、保健所等との連絡調整を行い、その結果の元相談し、サービス介入の検討を行う。
- ④ ウイルス蔓延時、サービスの介入時の外出支援等々のサービスは、必要最小限のサービス提供を検討させていただきます。

※上記の内容の感染症物品の購入に関しては、利用者さんの感染の場合は利用者さん負担で感染症対策の物品の準備を行ってもらう形になります。（マスク・手袋・手指消毒アルコール・その他必要物品）ご了承ください。

令和 年 月 日

指定居宅介護等の提供及び利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行ないました。

事業所名称：有限会社 はっぴー

訪問介護はっぴー

管理者名： 親川 毅

説明者名： 印

私は、本書面に基づいて事業者から指定居宅介護等の提供及び利用について重要事項の説明を受け、同意しました。

利用者住所：沖縄県

利用者氏名： 印

利用者は、身体状況等により署名ができないため、利用者本人の意思を確認のうえ、私が利用者に代わって、その署名を代筆しました。

代筆者住所：沖縄県

代筆者氏名： 印

続 柄：